

大豆イソフラボンについて

厚生労働省では、平成16年に、大豆イソフラボンを関与成分とする特定保健用食品3品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼した。

これを受け、食品安全委員会では、現在、安全性評価結果の報告書として「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」の取りまとめの作業が行われているところである。

今回の食品安全委員会の安全性評価においては、これまでの長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としているのではなく、大豆イソフラボンを特定保健用食品として通常の食生活に上乗せして摂取する場合の安全性が検討されたものである。

厚生労働省では、大豆や大豆由来食品に対する不安等を払拭し、正確な情報提供を行うため、2月1日、厚生労働省HPにおいて「大豆及び大豆由来食品等に関するQ&A」を公表したところである。

食品安全委員会では、リスクコミュニケーションや、パブリックコメント（平成18年3月9日～4月5日）の募集を行い、これらの意見を踏まえ最終的な評価結果を取りまとめることとしている。

厚生労働省としては、今後、食品安全委員会から厚生労働大臣あてに評価結果が通知された段階で、食品安全委員会の評価結果を踏まえ、特定保健用食品の表示の見直し等必要な対応を図ることとしている。

アガリクスを含む製品について

〔経緯〕

アガリクス属のキノコに含まれるアガリチンについて、その毒性がかねてより指摘されていたことから、平成12年度厚生科学研究においてアガリクス属のキノコの毒性情報に関する文献検索を実施していたが、アガリクスに関して毒性報告はなかった。

その後、平成14年度にはアガリクスを含む製品のアガリチン含有量の実態調査に着手し、さらに平成15年度からキノコ中のアガリチン及びその誘導体の分析法の開発に関する研究を行い、アガリクス含有製品の一部にアガリチンが比較的高く含有するものがあることが初めて確認された。

一方、アガリクスを含む製品による健康被害が明らかとなった事例は報告されていないが、①アガリクスを含む製品による健康被害の疑い等の複数の事例が、学術雑誌等に掲載されていること ②アガリクスを含む製品が広域流通していることから、厚生労働省では平成15年度より、国立医薬品食品衛生研究所において、アガリクスを含む3製品の毒性試験を実施している。

この結果、国立医薬品食品衛生研究所の研究において、中期多臓器発がん試験を実施している3製品のうち、1製品（キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒）に発がんプロモーション作用が認められたとの中間報告があったため、平成18年2月13日に、アガリクスを含む製品について、食品安全委員会に対し、食品健康影響調査を依頼した。

なお、平成18年3月20日付けで国立医薬品食品衛生研究所より、「仙生露顆粒ゴールド」（販売者：（株）サンドリー、現（株）S.S.I及び「アガリクスK₂ ABPC細粒」（販売者：（株）サンヘルス）については、遺伝毒性は陰性で、ラットにおける中期多臓器発がん性試験においても、発がん促進作用は認められなかったとの報告を受けたところである。

〔厚生労働省における対応（2月13日）〕

国立医薬品食品衛生研究所における試験結果を受け、

- ① 食品安全委員会に対し、当該製品の健康影響評価を依頼
- ② 当該製品を製造販売している企業に対し自主的な販売停止と回収を要請
- ③ 国民に対し当該製品の摂取を控えるよう、幅広く注意喚起
- ④ アガリクスに関する Q&A を厚生労働省のホームページに掲載し国民に適切な情報を提供（3月20日付けで更新）
- ⑤ 自治体及び関係団体に通知を发出
- ⑥ 厚生労働省食品安全部に相談電話を設置 等、必要な措置を講じたところである。